

## 貝塚市インターネットホームページ掲載 バナー広告取扱業務委託契約書

委託者貝塚市（以下「甲」という。）と受託者《委託先》（以下「乙」という。）との間で貝塚市インターネットホームページ（以下「ホームページ」という。）に掲載するバナー広告の取り扱いに関して、次のとおり契約を締結する。

（総則）

第1条 甲及び乙は、この契約書に定めるもののほか、別紙「貝塚市インターネットホームページ掲載バナー広告仕様書」（以下「仕様書」という。）に基づき、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

（業務内容）

第2条 乙は、原則としてホームページへ掲載するバナー広告の原稿を作成し、指定する期日までに甲へ提出するとともに、バナー広告料を徴収するものとする。

2 乙は、「貝塚市インターネットホームページバナー広告掲載取扱要領」に反しないバナー広告を選抜するものとする。この場合において、甲はバナー広告を掲載するためのページ面を提供するものとし、掲載するバナー広告の取扱いは、すべて乙の責任において行うものとする。

（委託期間）

第3条 本契約の委託期間は、《契約期間》とする。

（バナー広告掲載期間）

第4条 乙がバナー広告を掲載できる期間は、《契約期間》とする。

（バナー広告料）

第5条 乙が取り扱うバナー広告料は、別紙仕様書に定める金額とする。

（バナー広告料の納入）

第6条 乙は、申込み毎のホームページ掲載期間分バナー広告料を一括して甲に納入しなければならない。

2 甲は、前項のバナー広告料について、掲載決定分を乙に一括して請求するものとし、乙は、甲の指定する期日までに甲の指定する口座に振込みにより納入しなければならない。

3 乙が前項に定める納入を怠った場合、当該金額につき遅滞日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条の規定により、当該未支払金額に対し財務大臣が銀行の一般貸付利率を勧案して決定する率を乗じて計算した金額を日割計算して得た額の遅滞利息を支払わなければならない。

（委託料）

第7条 甲は、乙に対し、委託業務に関する経費として、申込み毎のホームページ掲載期間分委託料を一括して支払うものとする。

2 前項の委託料の額は、申込み毎のホームページ掲載期間分バナー広告料の40%とする。

3 第1項の委託料は、地方自治法施行令第164条の規定により、納入されたバナー広告料に係る収入金から繰り替えて支払うものとする。

（再委託の禁止）

第8条 乙は、業務の全部又は一部を第三者に委託してはならない。ただし、甲の書面による承認を得たときはこの限りではない。

（暴力団員等の排除）

第9条 甲は、貝塚市暴力団排除条例（平成24年貝塚市条例第23号。以下「条例」という。）第7条に規定する元請負人及び下請負人等が、条例第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者と認められる場合にあっては、条例第8条第1項第6号の規定に基づき、この契約を解除するものとする。

（契約の解除）

第10条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、契約期間中であってもこの契約を解除することができる。

（1）この契約に違反したとき。

（2）甲の指示、監督に従わないとき。

（3）甲の信用を傷つける行為があったとき。

（4）乙の財産に対して、第三者から仮差押え、仮処分、強制執行、競売の申立て、公租公課の滞納による差押え又は自ら、若しくは第三者から破産、和議、会社整理、会社更生法適用等の申し立てがあったとき。

（5）前各号に掲げるもののほか、乙に委託することが不適切と認めたとき。

（損害の賠償）

第11条 乙は、この契約の履行について、自己の責任に帰すべき事由により、甲に損害を与えた場合は、甲に対して損害相当額を支払わなければならない。

（その他）

第12条 この契約に定めのない事項については、甲、乙両者協議のうえ定めるものとする。

この契約の締結を証するため、本証書2通を作成し、双方記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 大阪府貝塚市畠中1丁目17番1号

貝塚市

貝塚市長 酒井了

乙